

Topics**中国税務最新動向****中国税務最新動向**

中税諮詢集団 シニアパートナー 王銳 著
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

★《国家税务总局〈小規模薄利企業に対する企業所得税に係る優遇政策の範囲の更なる拡大の関連問題に関する公告〉》の解説（国家税务总局公告、2015年第61号、2015年9月10日発布）

小規模薄利企業の発展を支援するため、国家税务总局は「小規模薄利企業に対する企業所得税に係る優遇政策の範囲の更なる拡大の関連問題に関する公告」（以下、「公告」）を発布した。以下に解説する。

一、本公告発布の背景

昨今、国際経済の複雑化や中国経済を取り巻く状況から、国内の景気がより一段と悪化している。このため、中国政府は小規模企業への優遇税制措置を拡充することにした。同時に、積極的な財政出動の下、企業努力や技術革新については、税負担の軽減を図ることで、小規模企業の将来における成長を促し、潜在的な雇用創出力を下支えし、経済的な発展を後押しすることとした。具体的には次の通りである。

- ・今年2月25日、国务院常務会議にて小規模企業に対する所得税半減政策の適用範囲を、これまでの10万元から20万元に拡大することで決定した。
- ・今年8月19日、国务院第102回常務会議にて、2015年10月1日から施行されていた半減政策の適用対象の範囲を、年度の課税所得額30万元以下の小規模企業まで拡大した。
- ・今年9月2日、財政部と税务总局は《小規模薄利企業に対する企業所得税優遇政策の範囲の更なる拡大に関する通知》（财税〔2015〕99号）を発布した。これにより、小規模薄利企業に対する企業所得税半減政策の範囲が30万元まで拡大された後の政策内容について明らかにした。
- 本公告は今年第4四半期に係る予定納税と年度確定申告に関する新旧両政策の相互の関係性についても明らかにしている。

二、小規模薄利企業に対する新たな優遇政策により恩恵をうける可能性のある企業とは

小規模薄利企業の企業所得税に係る新たな優遇政策においては、これまでの20万元以下という減免基準が30万元以下まで拡大された。同政策は、今年10

月1日から執行される。そのため、同政策は、年度累計利益もしくは課税所得額が20万元から30万元の間の小規模薄利企業に対して恩恵をもたらすと見込まれる。

三、小規模薄利企業の企業所得税の優遇政策による税額徴収方式への影響の有無

2014年より、規定の要件を満たす企業については、小規模薄利企業に対する所得税の優遇政策の恩恵を享受でき、かつ、企業所得税の徴収方式の制限の対象とはなっていない。本公告規定においても、規定の要件を満たす小規模薄利企業ならば、その適用されている税額徴収方式が帳簿検査徴収方式もしくは査定徴収方式（定率徴収及び定額徴収を含む）のいずれであっても、優遇政策の恩恵を享受することができる。

四、小規模薄利企業の企業所得税の優遇政策を享受する場合における税務機関での手続きの要否

税務行政審査制度改革の推進及び小規模企業に対する税収優遇管理システムの簡素化のため、税务总局は2014年11月より、企業所得税年度納税申告表、企業所得税四半期、並びに月次申告表を相次いで改訂した。修正後の申告表は、小規模企業の各項目の判定基準に関する指標の情報が含まれ、税制の執行上、より簡単な届出で完結するようにした。

これを受けて、本公告では、小規模薄利企業が企業所得税の優遇政策を享受するにあたり税務機関を訪問して特別な手続きを行うことを不要とし、納税者が自主申請のみで優遇措置を享受する事ができる旨を規定している。すなわち、納税者は、年度末の

確定申告の際、企業所得税年度申告表にある「資産総額」「従業員数」「所属業界」「国家制限業種及び禁止業種」等の欄に記入することにより届出手続が完了する。

五、企業が予定納税を行う場合における小規模薄利企業に対する優遇政策の恩恵の享受の方法

小規模企業が同優遇政策をより活用しやすくし、かつ、税務機関が税収管理システムを通して優遇政策を徹底するため、本公告では、「旧小規模企業」と「新小規模企業」を区分し、それぞれの処理を規定した。

<旧小規模企業について>

前納税年度から引き続き小規模企業である「旧小規模企業」について、前年の確定申告状況のデータ（毎年第1四半期の納税の際に、前年の確定申告データがないものは、前年の第4四半期の確定申告状況を参考する）を参考に、前納税年度に小規模企業の条件を満たす企業に対しては、本年度の累計利益もしくは課税所得額が30万元未満であれば、税務機関は申告システムを通して小規模企業の優遇政策による恩恵を享受させることができる。

本公告では、帳簿検査徴収方式、定率徴収方式、定額徴収方式のいずれかを採用する小規模企業は、前納税年度に係る課税所得額が30万元未満であれば、本年度の確定申告の際に小規模企業に対する企業所得税の半減政策の恩恵を享受できることを規定している。より多くの小規模薄利企業が税収優遇政策を享受できるよう、本公告では、小規模企業の企業所得税の予定納税の段階で優遇政策について、より簡便かつ合理的な方法を採用している。また、前納税年度において小規模薄利企業の要件を満たさない企業であっても、本年度において小規模企業の要件を満たせば、自身で優遇政策の享受について申告することができる。

<新小規模企業について>

新たに設立された小規模企業で、設立初年度に「資産総額」「従業員数」等の判断指標がないものについては、予定納税の際に、企業自らが「資産」「人員」が税法の規定の要件を満たすかどうかについて判断しなくてはならない。税務機関は、執行そのものを簡素にし、同時に多くの小規模企業が優遇措置の恩恵を享受できるようにするために、予定納税の際には、「売上高もしくは課税所得額」のみを審査し、年度累計が30万元未満の企業について

は、優遇政策の恩恵を享受してもよいと認めるものとする。

六、予定納税の際に小規模薄利企業に対する優遇措置を享受した場合における確定申告時の納税方法

小規模薄利企業に該当するか否かの判断基準である「資産総額」「従業員数」「課税所得額」等の指標は、あくまで年度の指標である。実際には、企業の通年の状況から判断する必要があるため、本当に小規模薄利企業に該当するかどうかについては、確定申告の際に初めて最終的な判断が可能となる。四半期、月次の予定納税の際に小規模企業に対する優遇政策を享受した場合にも、確定申告の際には、税法規定を鑑みた上で判断が必要である。現行の企業所得税年間納税申告表には、「資産総額」「従業員数」「所属業界」「国家制限業種及び禁止業種」等の欄が設けられ、納税者が申請しやすいように工夫されている。同時に、徴税システムにより自動的な判断が可能になっている。予定納税の段階で優遇政策の恩恵を既に享受している企業が、年度確定申告の際に小規模薄利企業の要件を満たさなかった場合には、その企業については、追徴納税が必要となる。

七、今年第4四半期の予定納税と2015年確定申告時の優遇政策の関連性について

- (一) 小規模薄利企業に対する企業所得税の優遇政策が新しく発布された後、企業所得税の半減政策の恩恵を全面的に享受することができる企業の要件
 - ① 年間累計利益額もしくは課税所得額が20万元以下の小規模薄利企業
 - ② 2015年10月1日以降に設立された小規模薄利企業で、年間累計利益もしくは課税所得額が30万元以下のもの
- (二) 企業所得税の半減政策の適用範囲が年間課税所得額20万元以下から30万元以下まで拡大された場合における政策の執行期間に関する規定

国务院第102回常務会議の決定に合わせて、同政策は2015年10月1日から執行となる。そのため、四半期毎に申告している小規模薄利企業は、今年10月1日以降に発生した利益（納付期限：2016年1月）について、半減政策の恩恵を享受できる。この政策調整は、年間累計利益額もしくは課税所得額が20万元から30万元の小規模薄利企業のみが対象となる。

- (三) 年間累計利益額もしくは課税所得額が20万元から30万元の小規模薄利企業における、今年度の年

Topics

間累計利益額もしくは課税所得額の全額についての企業所得税の半減政策の恩恵の享受の可否について

当該企業については、半減政策の恩恵を享受することはできない。理由は二つあり、一つは、企業所得税法の規定にもとづき、企業所得税は年度単位で計算するため、もう一つは、新たな優遇政策の執行開始時期とその内容との関係のためである。

小規模薄利企業に対する企業所得税の新たな優遇政策は今年10月1日から執行されることから、今年10月1日以降の利益額と課税所得額が対象となる。新たな優遇政策の規定では、今年10月1日以前に設立された企業で、累計年間累計利益額もしくは課税所得額が20万元から30万元の小規模薄利企業については、10月1日以前と以後で、利益額もしくは課税所得額を区分しなければならない旨が定められている。これにより、10月1日以前の利益部分については、企業所得税法第二十八条に規定される税率低減政策の対象となり、税率20%が適用される。10月1日以降の利益額の部分については半減政策の対象となり、10%相当の税率が適用される。

四 年間累計利益額もしくは課税所得額が20万元から30万元の小規模薄利企業についての第4四半期の利益額もしくは課税所得額の計算方法、及び第4四半期及び2015年度の確定申告における半減政策の恩恵の享受方法について

① 2015年10月1日以降に設立された企業で、年間累計利益額もしくは課税所得額が30万元未満の小規模薄利企業は、直接、その全額について半減政策の恩恵を享受することができる。そのため、第4四半期の利益額もしくは課税所得額を計算する必要はない。

② 2015年10月1日以前に設立された企業で、年間累計利益額もしくは納税額が30万元未満の小規模薄利企業については、《財政部国家税務総局 小規模薄利企業に対する企業所得税の優遇政策の適用範囲の更なる拡大の推進に関する通知》(財税[2015]99号)と本公告規定にもとづき、「2015年10月1日以降の経営月数が2015年度経営月に占める割合」に基づき、2015年の半減政策の恩恵を享受できる実際の利益額もしくは課税所得額を計算する。

【例1】A社：2014年3月設立。同年に小規模薄利企業の要件を満たしている。帳簿検査徴収方式、四半期納税申告を行っている。2015年12月31日において、A社の年間利益額は30万元である。

2015年度の経営月数は12ヶ月である。そのうち、2015年10月1日以降の経営月数は3ヶ月である。

2015年第4四半期の所得税前納の場合（申請日は2016年1月），半減優遇政策を適用する実際利益額： $30 \times (3 \div 12) = 7.5$ 万元

税率低減政策適用の利益額： $30 - 7.5 = 22.5$ 万元

A社の減免税額： $22.5 \times (25\% - 20\%) + 7.5 \times [25\% - (1 - 50\%) \times 20\%] = 1.125 + 1.125 = 2.25$ （万元）

【例2】B社：2015年5月10日設立。小規模薄利企業の要件を満たしている。帳簿検査徴収方式、四半期納税申告を採用している。2015年12月31日において、B社の年間利益額は24万元である。

2015年第5月10日に設立したことから、2015年度の経営月数は同年5月から計算され、年間の経営月数は計8ヶ月である。

2015年度第4四半期の企業所得税予定納税の場合（申請日は2016年1月），半減政策を適用する実際利益額： $24 \times (3 \div 8) = 9$ 万元

税率低減政策適用の実際利益額： $24 - 9 = 15$ 万元

B社の減免税額： $15 \times (25\% - 20\%) + 9 \times [25\% - (1 - 50\%) \times 20\%] = 0.75 + 1.35 = 2.1$ （万元）

【例3】C社：2015年8月30日設立。小規模薄利企業の要件を満たしている。帳簿検査徴収方式、四半期納税申告を採用している。2015年12月31日において、C社の年間利益額は25万元である。

8月30日に設立したことから、その2015年度経営月数は8月から計算され、年間の経営月数は計5ヶ月である。

2015年度第4四半期の企業所得税予定納税の場合（申請日は2016年1月），半減政策を適用する実際利益額： $25 \times (3 \div 5) = 15$ 万元

税率低減政策を適用する実際利益額： $= 25 - 15 = 10$ 万元

C社の減免税額： $10 \times (25\% - 20\%) + 15 \times [25\% - (1 - 50\%) \times 20\%] = 0.5 + 2.25 = 2.75$ （万元）

【例4】D社：2015年10月30日設立。小規模薄利企業の要件を満たしている。帳簿検査徴収方式、四半期納税申告を採用している。2015年12月31日において、D社の年間利益額は23万元である。

10月30日に設立し、その2015年の利益全てが半減政策の要件を満たしていることから、10月1日前後の利益額を区分する必要がない。

D社の減免税額： $23 \times [25\% - (1 - 50\%) \times 20\%] = 23 \times 15\% = 3.45$ （万元）